

# 文教福祉常任委員会 会議録

令和3年6月15日（火）午前10時～  
小美玉市役所 3階 議会委員会室

小美玉市議会

## 文教福祉常任委員会

令和3年6月15日（火）午前10時～

議会委員会室

1. 開会
2. 委員長あいさつ
3. 議長あいさつ
4. 執行部あいさつ
5. 議事
  - ① 議案第44号 旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会設置条例の制定について
  - ② 議案第45号 小美玉市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
  - ③ 議案第48号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）
  - ④ 議案第49号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第1号）
  - ⑤ 議案第67号 工事請負契約の変更契約の締結について
  - ⑥ 陳情第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める陳情
  - ⑦ その他
6. 閉会

出席委員（8名）

2番	香取憲一君	3番	長津智之君（副委員長）
6番	木村喜一君（委員長）	7番	植木弘子君
9番	幡谷好文君	11番	長島幸男君
14番	小川賢治君	17番	笹目雄一君（議長）

欠席委員（なし）

---

付託案件説明のため出席した者

市長	島田穰一君	教育長	加瀬博正君
保健衛生部長	鈴木定男君	福祉部長	藤田誠一君
文化スポーツ 振興部長	滑川和明君	教育部長	中村均君
指導室長	八木健君	医療保険課長	重藤辰雄君
健康増進課長	小貫智子君	健康増進課 参事	関口茂君
社会福祉課長	岡野あけみ君	介護福祉課長	太田由美江君
生涯学習課長	笹目浩之君	スポーツ推進 課長	佐川光君
生活文化課長	林美佐君	教育指導課 参事	菅澤和則君
教育企画課長	長島正昭君		

---

議会事務局職員出席者

書記 深作治

---

午前 9時56分 開会

◎開会の宣告

○副委員長（長津智之君） 皆様おはようございます。

定刻より若干早いですけれども、皆様お揃いになりましたので、ただいまから文教福祉常任委員会を開催いたします。

最初に、委員長挨拶ということで、木村委員長よりよろしくお願ひいたします。

○委員長（木村喜一君） 皆様改めまして、おはようございます。本日は、当委員会の開催のために島田市長はじめ、教育長、そして関係部課長の皆さまにお集まりいただきありがとうございます。今回も新型コロナウイルス感染対策を施しながらの開催となりますことご理解願ひます。ご参会の皆様方、日夜目一杯の業務をこなされていると感じておりますけれども、ワクチン接種につきましては、皆関心が高いことから各自治体の接種状況に関しての報道が盛んにおこなわれているようであります。接種体制の効率化を図り適切に実施していかねばなりません。安全管理やルールを順守し、最新の情報を適正に提供することが最も重要と感じております。本日も最後にその他のところで、大規模接種や企業や団体などの職域接種などの説明もあろうかと思ひますので、ご対応の程よろしくお願ひ申し上げます。また、子どもたちを取り巻く環境に関しては、貧困を一つの要因とした様々な課題が浮び上ってきておりますので、当委員会所属の皆様は情報の感度を高めていただき弱い立場の方々に支援が行き渡るよう日々の業務に励んでいただきますよう重ねてお願ひ申し上げる次第です。それでは、本日の議案について5件、陳情について1件ございますが、適正かつ円滑な委員会運営が執り行えるよう努めてまいりますので、ご協力のほどどうぞよろしくお願ひいたします。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございます。

続きまして、議長挨拶、笹目議長よろしくお願ひいたします。

○議長（笹目雄一君） 皆さん、改めましておはようございます。

本日は、文教福祉常任委員会とうことで大変ご苦勞さまでございます。

本日の文教福祉常任委員会に付託された議案等は6件であります。また当委員会では初めてとなるタブレットを使用した議案審査となりますが、委員の皆様方には慎重なるご審査を申し上げ、また、執行部の皆様方にはスムーズかつ丁寧な説明をお願ひ申し上げまして、冒頭の挨拶に代えます。よろしくお願ひいたします。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございます。

続きまして、執行部を代表しまして、本日島田市長が出席しておりますので、島田市長よりお願い申し上げます。

○市長（島田穰一君） 改めて、おはようございます。議員の皆さん方には大変お忙しい中ご出席をいただきまして、文教福祉常任委員会の付託審査ということでここに開会され誠にご苦労様でございます。また第2回の定例議会3日から18日までの会期ということで開催されているわけでありまして。それぞれ皆さん方には大きな負担であろうかと思いますが、市政、住民福祉向上のために我々も一生懸命取り組んでいるところでございますのでご指導、ご支援をよろしくお願い申し上げます。

先ほどワクチンのお話がありました。小美玉市は非常に遅れているというなかでスタートしたわけでありまして、いま非常に順調だということでありまして、前倒しでそれぞれ進められている状況でございます。順調に進んでいるのかなと思っているところでございますが、この背景には先生方のご協力というのが非常にいい形で進んでいる。また、大変ありがたいお話でありまして、建設業協会の皆さん方もボランティアでということで、1会場2名ずつ接種会場に参加をするということでお話をいただいているところでございますし、また、県の大規模接種会場も順調に進んでいるようでございまして、6月20日から小美玉でも100人ほどお世話になれることになっているわけでありまして。これについても公用バスで皆さんを送り迎えしようということで進めている最中でございますので、多くの住民の皆さん方心配されること多々あるかと思いますが、議員の皆さん方にもお話をさせていただいて、いづらかでも安心した中でワクチン接種が出来ればと考えているところでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

きょう文教福祉常任委員会の付託6件でございますので、皆さんの慎重なるご審査いただいて、ご指導いただきながら結果を出していただければ大変ありがたいことですので、よろしくお願い申し上げます。

○副委員長（長津智之君） ありがとうございます。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

議事進行のほうは、木村委員長のほうでよろしくお願いしたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 本日、福島議員が傍聴いたしますので、よろしくお願い致します。

次に、本日の関係資料につきましては、タブレットの、スマートディスカッション内に保存されています。スマートディスカッションをお開き願います。画面右上の更新マークを押してください。更新終了後、04常任委員会≫2文教福祉≫令和3年6月15日の順にお開きく

ださい。次に、会議マークを押して、青色の参加を押してください。

それでは付託案件の審査に入ります。本日の議題は、6月11日に付託された議案審査付託表のとおりです。

当委員会の議事の進め方でございますが、まず、提出議案の説明を求め、その後、質疑、討論、採決といたします。質疑の方法は、一問一答制とし、一人の方がすべて終了するまで質疑を続けることとします。質疑漏れ等のないようご注意願うとともに、簡潔かつ明瞭になされ、重複質疑を避けられますよう、よろしくお願いいたします。

執行部においても、明快な答弁をお願いいたします。なお、執行部が即時に答弁しがたい質疑があった場合には当該質疑に対する答弁を一時保留とし、委員には次の質疑をお願いいたします。一時保留にした答弁は、執行部において整い次第、再開することにいたします。各委員におかれましては、よろしくご協力くださいますようお願いいたします。

なお、会議録作成の都合上、発言の際はマイクを使っていただき、質疑が終わりましたら、必ず電源をお切りいただきますようお願いいたします。



#### 議案第44号 旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会設置条例の制定について

○委員長（木村喜一君） 議案第44号 旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会設置条例の制定について議題といたします。執行部より説明を求めます。笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 議案第44号につきましてご説明を申し上げます。

旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会設置条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由でございますが、旧小川小跡地周辺地域の再整備を検討することに伴い、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関である委員会の設置に関し必要な事項を定めるため、この案を提出するものでございます。

1ページをお開きいただきまして、内容についてご説明をしてみたいと思います。

まず、第1条の設置についてでございますが、条文を読み上げてまいります。

旧小川小跡地周辺地域の再整備を検討するため、地方自治法第138条の4第3項に規定する附属機関として、旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会を設置するものです。

この条例は、前年度に策定されました小美玉市公共施設建築物系個別施設計画でも10年以内に除却対象施設となっております、旧小川小、旧小川幼稚園、旧防衛協会茨城出張所、現

在稼働しております小川公民館の除却後における、小川図書館・資料館を含めたその周辺地域を、施設並びに土地を一体化として考えたうえでの再整備を検討していく上での委員会となります。

次に第2条は所掌事項でございます。委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について検討し、その結果を市長に答申するものとするとなっており、諮問事項としましては、旧小川小跡地周辺地域再整備の検討に関すること。その他必要な事項となっております。

次に第3条は組織でございます。委員会は15名以内で組織するものとして、市長が委嘱するとしております。

次に第4条は委員長及び副委員長の設置でございます。委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。2項、委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。3項、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理するものとしております。

次に第5条は委員の任期でございます。委員の任期は、第2条に規定する市長の諮問に係る答申が終了したときまでとする。第2項、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とするとしております。

次に第6条は会議とし、委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。第2項、委員会の会議は、委員定数の半数以上の出席をもって成立する。第3項、委員会の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。第4項、委員長は、必要があると認めるときは、委員会に第3条第2項に規定する委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができるものとしております。

次に第7条は庶務とし、文化スポーツ振興部生涯学習課において処理するものとしております。

次に第8条はその他とし、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるとしております。

附則の第1項としまして、この条例は、公布の日から施行するものとし、第2項としまして、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正するものとしております。

具体的な改正案の内容につきましては、3枚目の新旧対照表をご覧ください。別表の左側の改正案にありますように、題名を旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会委員とし、委員長の報酬額を日額15,000円、委員を5,000円として加えるものです。説明は以上になります。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

植木委員。

○7番（植木弘子君） 条文の中の第3条の委員会について2つほどお伺ひいたします。

（1）の学識経験者というのは具体的にどういった肩書の方を検討しているのか、もう1点はそれぞれ委員のうち次に掲げる者のうちからということで概ね何名ずつ予定されているのかお伺ひしたい。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 植木委員の質問に回答いたします。まず、学識経験者ですが、大学教授で防災や避難所等に詳しい方を今のところ検討しております。もう一人学識経験者として、地元地区に校長先生をやったような方何名かいらっしゃいますのでその中から一人いまのところ検討しております。その他、関係地区が推薦する者と関係団体が推薦する者といたしましては、まず関係地区の代表する者として、小川学区の区長会長や小川地区のコミュニティの会長、関係団体として、社会教育委員や図書館協議会の代表、または文化財資料館協議会の代表や文化協会の代表の方、またはやすらぎの里の代表の方、または若い年代の方も考えておりますので、小川南中のPTAの代表の方等に推薦依頼をいたしまして、委員をお願いしたいと考えております。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） その中から選ぶということで、今はまだ人数的にはまだそれぞれの項目に対してついて何名というのは具体的に決まってないということでの認識でよろしいでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 今のところ考えておりますのが、学識経験者を2名、市議会議員から3名、関係地区の推薦といたしまして2名、関係団体の推薦としまして7名を考えております。

○委員長（木村喜一君） 小川委員。

○14番（小川賢治君） 第2条の所掌事項ですが、結果を市長に答申するとあるんですが、概ね答申までの期間はどのように考えていますか。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 小川委員の質問にお答えいたします。検討委員会の回数といましては、本年度4回を想定しております。議決後に約2カ月に1回程度開きまして、最終の4回を2月ごろに想定しておりますので、2月ごろに基本構想等が出来次第、市長に答申したいと考えております。

○委員長（木村喜一君） 小川委員。

○14番（小川賢治君） 年度内ということですね。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 冒頭ですね。旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会の設置ということで、私まさにおひざ元の選出議員でありますので、委員会設置につきましてまずもってお礼を申し上げたいと思います。いよいよスタートという感想でいるんですけども、実際に小川委員の方からの答申までの時間等に対して答弁をいただきましたけれども、実際に公共施設建築物系個別施設計画と整合性を図りながらの整備事業となると思うんですけども、実際にその優位性というかいろいろ議論を交わしてこの答申をいただいた中で、この公共管理の計画といろいろ照らし合わせながら、時期も含めて進められると思うんですけども、漠然とした質問で申し訳ないんですが、公共施設等総合管理計画と公共施設建築物系個別施設計画との整合性というか、だいたいどれくらいまで許されるものというか、整合性というかという意味でお聞きしたいんですけども。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 香取委員のご質問にお答えいたします。スケジュール的なものですか？

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） スケジュールも含めてなんですけども、難しい質問で申し訳ないんですが、要するに答申をいただいた内容が公共施設等総合管理計画と公共施設建築物系個別施設計画の中と整合性を図りながら進めるものだとは思いますが、完全に計画とカチッと一致すればいいと思うんですけども、なかなかそれは難しいと思うので、その落としどころというか、どういうところまでを考えておられるのかなということ、イメージでもいいのでお聞きしたかったのですが。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 公共施設建築物系個別施設計画の中でも、10年以内に除却対象となっております、旧小川小、旧小川幼稚園、旧小川防衛協会茨城出張所、また小川公民

館の除却については、まだ年度的なものは全く定まっておりません。ただし、予算等確保したうえで、順次計画を立てながら、図書館資料館の活性化も含めて除却出来ればと考えております。もう一つ、図書館資料館がありますのでどの建物を先に壊していくのか、または同時に壊すのかも定まっておりません。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 施設計画の方が10年以内の除却ということですので、10年以内に除却対象のものが壊されて、その中で計画を立てながら整備が図られていくということで理解してよろしいでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） そのとおりでございます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） 小川小周辺地域とうことで、小学校がありまして、道路を挟んでその反対側に公民館、資料館、図書館という形でね、そのまた間に素鷲神社という神社があります。あの周辺道路については、素鷲神社の所有になっているとか聞いていたんですが、それと、今お話いただいた公共施設の中で、全部が市の所有地なのか、それとも借地なのか。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 長島委員のご質問にお答えいたします。敷地としましては借地部分もございます、市の所有地の部分もございます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） わかる範囲で説明をお願いしたい。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 小川図書館・資料館については、全部借地でございます。神社用地としまして道路の一部分、幼稚園の一部分、素鷲神社の駐車場一部分となっております。小学校、幼稚園については市の所有となっております。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） そうしますと、周辺地域の整備計画は借地の部分はどういうふうにするのか。現在、方向性が決まっているのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） そこについてはまだ決まっていますので、検討委員会や調整会議で協議してまいりたいと思っております。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） わかりました。そうすると、今複雑な関係になっていると思います。十分委員会で検討していただいて、ここの文教地域というですかね、市の方でそういう地域にしたいというお話が出ていますので、この際、借地とかきっちりして交換するならば交換するような形でお願いしたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○3番（長津智之君） 1点だけ確認します。小川小跡地周辺地域再整備ということで、この小川小跡地周辺というのはどこらの範囲で小川の町内広げるのか、さっき話聞いていると図書館とか公民館とか学校とかポイントは言っているんですけど、周辺地域をどのようにしていくかという中で、委員さんを聞いていくとほとんど公民館とか図書館とかコミュニティとか、そういう使用者の代表だけになっていますので、小学校跡地って小学校を中心に町内まで広げてどの辺の範囲で再整備を行うかお願いしたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 長津委員のご質問にお答えいたします。用地としましては、旧小川小学校、旧小川幼稚園、旧防衛協会茨城出張所、小川公民館、小川図書館、小川資料館、また素鷲神社を含めた敷地面積約30,000平方メートルを再整備として考えております。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○3番（長津智之君） はい、わかりました。その周辺の委員の皆さんに全員にこれが該当になっていくよという図面があれば委員長の方通して提出願いたいと思います。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。議案第44号 旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会設置条例の制定について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



議案第45号 小美玉市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

○委員長（木村喜一君） つづいて、議案第45号 小美玉市国民健康保険条例の一部を改正する条例について議題といたします。執行部より説明を求めます。重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） それでは、議案第45号についてご説明いたします。

小美玉市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

提案理由につきましては、新型コロナウイルス感染症は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の附則第1条の2において、新型インフルエンザ等とみなしておりましたが、感染症法の改正により、新型インフルエンザ等の定義に、再興型新型コロナウイルス感染症が追加され、措置法の附則が削除されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の表記部分につきまして、関係政令を引用せずに具体的に書き表す形とするため、この案を提出するものでございます。

3枚目の新旧対照表をご覧ください。

改正の内容でございますが、附則第6条中の新型インフルエンザ等対策特別措置法、平成24年法律第31号附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症、以下、新型コロナウイルス感染症という。の部分新型コロナウイルス感染症病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス、令和2年1月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。である感染症をいう。以下同じ。に改正をお願いするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。質疑はございませんか。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○3番（長津智之君） すみません。私の勉強不足で、提案理由で新型コロナウイルス感染症の定義とありますけれども、定義とは何を言うかお教えてもらいたい。

○委員長（木村喜一君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 定義につきましては感染症法第6条第7項に、新型インフル

エンザ等感染症とは、次に掲げる感染症の疾病をいうとございまして、第3号に新型コロナウイルス感染症について規定されております。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○3番（長津智之君） 了解しました。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はありますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。

議案第45号 小美玉市国民健康保険条例の一部を改正する条例について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### 議案第48号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）

○委員長（木村喜一君） つづいて、議案第48号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）（文教福祉常任委員会所管事項）を議題といたします。執行部より説明を求めます。

岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 議案第48号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）のうち、文教福祉常任委員会所管事項について、ご説明申し上げます。説明は、ページに従い、それぞれの所管課による説明とさせていただきます。

歳入からの説明になりますが、5ページをお開き願います。16款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節生活保護費補助金ですが、生活困窮者就労準備支援事業費等補助金として34万3,000円の補正増をお願いするもので、レセプト点検業務に係る補助金申請額の変更によるものでございます。補助率は3/4、生活保護事務費に充当しております。

す。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林美佐君） 続きまして、同じく7目教育費国庫補助金、5節社会教育費補助金につきましては、説明欄文化芸術振興費補助金として379万9,000円の補正増をお願いするものです。これは、市内3つあります文化施設のホールの座席やドアのクリーニング・抗菌処理委託料に対する、文化庁の文化芸術振興費補助金文化施設の感染拡大予防・活動支援環境整備事業の環境整備事業によるものでございます。補助事業額は1施設あたり300万円を上限とし、補助率1/2となるものでございます。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 続きまして、20款繰入金、2項基金繰入金、1目基金繰入金、1節基金繰入金ですが、説明欄の2つ目、地区集会施設維持管理基金繰入金61万円の補正増をお願いするものでございます。内容につきましては、社会教育総務事務費に充当いたします、百里基地周辺26地区の各区公民館整備費補助金への繰入金でございます。今回の補正は外之内地区と与沢百里地区の公民館の整備費となります。

○委員長（木村喜一君） 林生活文化課長。

○生活文化課長（林美佐君） 続きまして、文教福祉常任委員会所管の歳出でございます。7ページをお開き願います。

まず、生活文化課所管の歳出について、ご説明させていただきます。2款総務費、1項総務管理費、18目市民文化交流費でございます。説明欄3小川文化センター施設維持管理費につきまして、280万2,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、委託料として芸術公演の実施を予定している文化施設において、会場となるホールの座席、ドアの抗菌処理を行うことで、来場者が安心して利用できる環境を整備するものです。また小美玉市はホールが新型コロナウイルスのワクチン接種会場となるため、ホールの座席、ドアの抗菌処理を行い、施設利用者がより安心して利用できる環境を整備するものでございます。説明欄4四季文化館施設維持管理費につきまして、285万8,000円の補正増をお願いするものでございます。内容としましては、委託料として先ほど説明しました小川文化センターアピオス同様、芸術公演や新型コロナウイルスのワクチン接種会場となる四季文化館みの〜れにおいて、ホールの座席、ドアのクリーニング・抗菌処理を行い、施設利用者が安心して利用できる環境を整備するものでございます。

なお、この委託料は、さきほど歳入でご説明いたしました文化芸術振興費補助金と新型コロナ

ウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充当させていただき予定のものでございます。生活文化課所管につきましては、以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、8ページをご覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、説明欄6災害支援事業として54万8,000円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、災害援護資金貸付金償還金見込額の増額でございます。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 続きまして、2目高齢者福祉費でございますが、総額で6,424万2,000円の補正増をお願いするものでございます。

説明欄12介護保険特別会計繰出金については、第三者行為求償事務にかかる手数料4万6,000円と介護保険システム改修委託料にかかる市の法定割合分18万2,000円の総額22万8,000円の補正増をお願いするものです。

その下説明欄13介護福祉施設等職員応援給付事業ですが、介護福祉施設等に従事する職員に対し、コロナ禍での業務継続に対する支援として、応援給付金を交付するもので、総額で6,401万4,000円の補正増をお願いするものです。こちらは財源として令和3年度新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を充てております。

○委員長（木村喜一君） 岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 続きまして、9ページをご覧ください。3目障害者福祉費、説明欄9障害福祉施設等職員応援給付事業ですが、先ほどの介護福祉施設等職員応援給付事業と同様に、障害福祉施設等に従事する職員に対し、コロナ禍における業務継続に対する支援として、応援給付金を交付するもので、総額で1,600万5,000円の補正増をお願いするものです。同じく新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源に充てております。

続きまして、その下、3項生活保護費、1目生活保護総務費、説明欄2生活保護事務費ですが、レセプト点検専門員報酬13万6,000円の減額、レセプト点検業務委託料59万4,000円の増額、差引45万8,000円の補正増をお願いするものでございます。昨年度までお願いしておりましたレセプト点検専門員から都合によりやめたいとの申し出があり、現在使用しているシステム業者へ業務を委託することとなったため予算額に変更が生じたものです。財源といたしまして、歳入でご説明いたしました国庫補助金生活困窮者就労準備支援事業費等補助

金を充てております。

○委員長（木村喜一君） 小貫健康増進課長。

○健康増進課長（小貫智子君） 続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費の説明欄2保健衛生事務費におきまして133万6,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは、18節負担金補助及び交付金について、石岡市緊急診療所運営費等負担金でございます。全員協議会において説明をさせていただきましたが、石岡地域の医療提供体制の向上を目的に開設される、小児科の休日診療に係る医師及び施設使用料について、現行の協定書に基づく負担額となり、均等割り2割・人口割4割・利用者割4割で算出しております。

○委員長（木村喜一君） 重藤医療保険課長。

○医療保険課長（重藤辰雄君） 続きまして、医療保険課所管の補正予算についてご説明いたします。同じく4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、説明欄6の医療従事者慰労金交付事業でございますが、4,251万3,000円の補正増でございます。新型コロナウイルス感染症の影響下におきまして、拡大防止・収束に向けて事業継続が求められます医療従事者に対しまして、1人当たり5万円で対象者数850名分の慰労金を給付することをお願いするものでございます。以上で、説明を終了いたします。

○委員長（木村喜一君） 関口茂健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口茂君） 続きまして、4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費の説明欄4新型コロナウイルス感染症予防事業におきまして474万9,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは公共施設内の感染予防対策として、令和3年度に必要となる物品について、全庁的に調査を行い、各課から挙げられた経費の総額でございます。内訳でございますが、10節消耗品費として、消毒用アルコール液など衛生医療雑品類として414万9,000円、17節備品購入費として税務課の申告業務等に使用するコールベルシステム20台セット60万円以上でございます。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 続きまして、12ページ中段をお願いいたします。

教育企画課所管の歳出補正につきまして、ご説明させていただきます。

10款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、説明欄事業5施設一般事務費につきまして14万円の補正増をお願いするものでございます。内容といたしましては、7節報償費、協力者謝金で、小川北義務教育学校の校歌制作にあたって、準備委員会委員より作詞、作曲それぞれ

小川地区出身者の推薦があり、開校準備委員会で決定したため、その制作に対する謝金の計上となっております。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 続きます、同じく5項社会教育費、1目社会教育総務費、説明欄2社会教育総務事務費につきまして1,840万9,000円の補正増をお願いするものです。内容につきましては、今回の議会定例会に議案として提出しております、旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員会を立ち上げ、条例化することによる、委員会の委員報酬としまして、1節報酬、旧小川小跡地周辺地域再整備検討委員報酬34万円の増額、12節委託料、旧小川小跡地周辺地域再整備検討調査等委託料1,300万円の増額、前年度に策定されました小美玉市公共施設建築物系個別施設計画でも10年以内に除却対象施設となっております、旧小川小、旧小川幼稚園、旧防衛協会茨城出張所、現在稼働しております、小川公民館、の除却後における、その周辺地域を施設並びに土地を一体化として考えたうえでの再整備を検討していく調査委託料です。1,300万円のうち、929万3,000円については、小川公民館事業費からの予算組替となっております。また小川総合支所管理経費で予算措置しておりました、旧防衛協会茨城出張所の解体に関する、実施設計委託料86万9,000円につきましても、この事業への予算組替となっております。1,300万円の内訳としましては、小川公民館及び、同じ敷地内にあります、旧防衛協会茨城出張所の解体設計費として1,100万円、再整備検討調査分として200万円となります。次の13ページをお開きください。同じく18節負担金補助及び交付金、各区公民館整備費補助金506万9,000円の増額、外之内地区他7地区の公民館の改修に伴う補助金となります。

続きます、同じく2目公民館費、説明欄1小川公民館事業費につきまして、929万3,000円の補正減をお願いするものです。内容につきましては、12節委託料、当初予算で小川公民館事業費に実施設計委託料として、予算措置しておりました、小川公民館周辺整理事業実施設計委託料を社会教育総務事務費へ集約しまして、旧小川小跡地周辺地域再整備検討調査委託料で事業の実施をするための減額となります。

続きます、同じく3目図書館・資料館費、説明欄1図書館運営費につきまして、363万7,000円の補正増をお願いするものです。内容につきましては、17節備品購入費、その他備品購入費、コロナウイルス感染予防対策としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用しまして、図書除菌機を各図書館に1台ずつ、計3台339万3,000円の増額。図書館利用者が安心して図書利用が出来るよう、利用者が本の除菌、消臭を各自で出

来る備品購入費となります。同じく備品購入費として、貸出図書の返却ポスト1台24万4,000円の増額。コロナ感染予防として、本の返却時に職員との接触を避ける方法の一つとして返却ポストがございいますが、玉里図書館の返却ポストが経年劣化しているため新品との交換になります。補助率は国庫補助金10/10となります。

続きまして、同じく4目やすらぎの里運営費、説明欄2やすらぎの里施設維持管理費につきまして、64万9,000円の補正増をお願いするものです。内容につきましては、10節需用費、修繕料としまして、学芸棟配水管漏水修繕工事5万円の増額、各棟に配水しております本管の漏水で、現在、漏水箇所の特定が出来ていないため、漏水箇所を特定するための費用です。

同じく修繕料としまして、文芸棟配水管漏水修繕工事59万9,000円の増額、文芸棟のトイレタンクに水が溜まらず漏水していることが判明したため、配管の布設替えを行う修繕費となります。

同じく5目生涯学習センター費、説明欄1生涯学習センター施設維持管理費につきまして、2,194万3,000円の補正増をお願いするものです。内容につきましては、12節委託料、抗菌処理委託料194万3,000円の増額。コロナウイルス感染予防対策としまして、地方創生臨時交付金を活用しホール内の座席や扉の抗菌処理を施工することで、利用者が安心して利用出来るよう専門業者に委託する業務でございます。抗菌効果は約5年となります。補助率は国庫補助金10/10となります。

14節工事請負費、生涯学習センタートイレ改修工事1,200万円の増額。地方創生臨時交付金を活用し文化ホール棟の男子トイレ4器、女子トイレ7器、合計11器分の洋式化、また既に洋式化してある便座をウォシュレット付き便座に2器交換することで、コロナウイルス感染予防対策となる工事費となります。

同じく生涯学習センター事務室受付窓口改修工事800万円の増額。生涯学習センター棟の事務室受付窓口が非常に狭く、市民の方の利便性に欠けておりますので、窓口を広く使いやすくするとともに、コロナウイルス感染予防対策をすることで、市民サービスが出来るよう今回の補正をお願いするものです。補助率は国庫補助金10/10となります。

以上です。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川光君） 続きまして、スポーツ推進課所管の歳出について説明させていただきます。予算書の13ページをお開き願います。下段になります。同じく、6項 保健体育費、2目体育施設費に6,167万7,000円の補正増をお願いするものでございます。

次のページをお願いいたします。内容につきましては、説明欄 2 希望ヶ丘公園施設維持管理費でございます。12節委託料、遊具価格調査委託料25万3,000円の増額、こちらは遊具設置の工事費を積算する上で物価資料に掲載されていない、単価が高価な資材について、価格調査を行うものになります。14節工事請負費、希望ヶ丘公園遊具整備工事3,727万9,000円の増額、こちらは希望ヶ丘公園に設置してある遊具に加えまして、子供向けの複合遊具をはじめ、可動遊具、大人や高齢者向けの健康器具など、遊具設置に伴う工事費の増額をするものでございます。財源としまして、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用いたします。

同じく、説明欄 3 市内体育施設維持管理費でございます。12節委託料、遊具価格調査委託料35万2,000円の増額、こちらも遊具設置の工事費を積算する上で物価資料に掲載されていない単価が高価な資材について、価格調査を行うものになります。14節工事請負費、玉里運動公園遊具整備工事に2,379万3,000円の増額、こちらは玉里運動公園に設置してある遊具に加えまして、子供向けの複合遊具、可動遊具、大人や高齢者向けの健康遊具など、遊具設置に伴う工事費の増額するものでございます。また、既存の遊具については、基準に合わせて診断を行い判断してまいります。こちらも、財源につきましては新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業を活用いたします。

スポーツ推進課所管の歳出についての説明は以上でございます。

また、以上で文教福祉常任委員会所管の一般会計補正予算（第1号）についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。ここで暫時休憩といたします。11時5分まで休憩といたします。

（休憩）午前10時55分

（再開）午前11時04分

○委員長（木村喜一君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。香取委員。

○2番（香取憲一君） 14ページ。それぞれ希望ヶ丘公園、玉里運動公園の遊具整備についてなんですが、コロナウイルス対策の予算を使って整備をいただくということで、小川地区にこの対象には既存の施設を拡充するという意味ではあると思うんですけども、なかなか小川地区

に子どもたちが気軽に集って遊べる公園、遊具が整備されているところがないという現状の中で、何とか小川地区に規模の大小はあると思うんですが、付け加えていただけなかったのかという思いでいるんですが、いかがでしょうか。見解を伺います。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川光君） 香取委員のご質問にお答えいたします。今回スポーツ推進課の所管としまして、希望ヶ丘公園と玉里運動公園の元から遊具のございました公園につきまして、追加で遊具をつくったり更新をするということで補正予算をお願いいたしました。小川地区のスポーツ施設に関しましては、与沢運動公園と小川海洋センターというスポーツ施設がございます。現在のところ遊具の設置はしてない状況でございまして、今後施設の状況であったり、利用者のニーズであったりいろいろ遊具の設置も考えながらすすめていきたいと思っておりますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 旧小川小跡地の中でも子どもたちの集う場所というのは盛り込まれてくるとは思ひますが、何せ10年スパンでありますので、それを待つのも一つではありませぬけれども、もし小川地区の子どもたちが集える場所が少しでも早く整備していただけるのであれば非常にありがたいと思ひますので強く要望させていただきたいと思ひます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 8ページ、9ページに渡りまして、介護福祉施設等職員応援給付事業に関連する、医療従事者慰労金交付事業につきましては、何名でいくらってという詳細なご説明をいただいたんですが、介護福祉施設等職員応援給付事業また障害福祉施設等職員応援給付金事業につきまして、その辺の詳細なご説明をいただきたいのと掌握の仕方といいますか、申請になってしまうのかその辺どのような体制になっているのかそこを含めてまず1点その点についてお伺ひいたします。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 植木委員のご質問にお答えいたします。全協の説明書にも人数、事業所の数についても記載させていただきましたが、同じ要綱で運用する予定でございませぬので、まず対象者でございませぬが、介護施設は、82事業所、対象者を1,280人に計上してございませぬ。障害福祉サービスの事業所につきましては、28事業所、320名の計上でございませぬ。こちらは、法で定められた事業所が特定されていませぬので、そういった事業所へメールや郵送でご案内を差し上げて、またあるいはホームページ等でお知らせして、ホームページから

必要な書類がダウンロードできるような形で申込制をお願いしております。それも個々の申込制ではございませんで、事業所が事業所の対象となる方を取りまとめていただいて代表者が受領委任の形で申請していただいて、事業所の方にこちらから振込させていただいて、個々にお配りいただいて一人50,000円という金額でございますが、その結果をそれぞれの担当課に報告して最終的な確定というようなことの準備を予定してございます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） それぞれ付いています通信運搬費は今説明いただいた部分に充当するという理解でよろしいですね。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 役務費については決定通知書とその後確定通知書を通知するために充当するものです。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） はい、わかりました。ありがとうございました。続きまして、10ページ新型コロナウイルス感染症予防事業としまして、備品購入費にの中でコールベルシステムという説明だったと思いますが、その内容についてご説明いただきたいと思します。

○委員長（木村喜一君） 関口茂健康増進課参事。

○健康増進課参事（関口茂君） ただいまのご質問、備品購入費のコールベルシステムでございますが、こちらファストフード店によくベル待ちしている時にブブーとなるものなんですけれども、そういうものを置いて税務課の方で申告事務に使いたいということでの申請でございます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） はい、わかりました。続きまして、13ページ図書館運営費ということで今回の臨時交付金を活用してようやく本の除菌をしていただけたということで、本の除菌につきましては以前に要望させていただいていたんですが、各市で使っているもの効果がないというような返答でその時導入されなかったと思いますが、今回交付金がつくということで十分な抗菌除菌作用があるものを購入予定だと思しますので、どのような形で各市でできるようなものなので、またその除菌力とかそういうもの、どういったものを導入する予定なのかご説明をいただきたいと思します。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 植木委員のご質問にお答えいたします。今回本の除菌機を購

入するわけですが、除菌機としまして1度に3冊の本を除菌機の中に入れて、本の厚さにもよりますが30秒から1分間紫外線をあてますと、除菌、消臭、埃等も取れる仕組みになっている除菌機を購入する予定でございます。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） はい、わかりました。これ各自で出来るということ。例えば小さなお子さんでも。けっこう低学年のお子さんだけで図書館にいらっしゃる時もあるんですが、そういうときも使用できるのか、その辺確認です。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 小学生もできると思いますので、使用方法等につきましては、除菌機のところに掲示して周知してまいりたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） はい、わかりました。低学年でもわかるような形で掲示していただきたいと思います。最後のページ14ページにつきまして、遊具の充実につきまして、長年市民の皆さんから何十年にもわたって要望、子供を遊ばせる遊具施設が少ないということで、それぞれ各議員の皆さんもそういった声というのは聞いていたと思いますので、こういった形で予算化されて設置されるということに対しましては評価させていただきたいと思います。ただ大井戸湖岸工事を延長になっていますので、この3箇所に対する工事等のは同時に行われるのか、順番に設置されていくのかその点について確認させていただきます。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川光君） 今回のものは、希望ヶ丘公園と玉里運動公園の遊具設置ございまして、大井戸湖岸公園のものは別に考えておりまして、スケジュール的には今後、補正予算議決後、早ければ9月ごろから工事の請負をお願いしながら、今年度中に進めていく予定です。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 2箇所同時と考えてよろしいでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 佐川スポーツ推進課長。

○スポーツ推進課長（佐川光君） 工事につきましては、希望ヶ丘公園、玉里運動公園別々に工事業者をお願いして進める予定で考えております。工事につきましては、どちらも同時期に発注したいと考えております。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） 最後に1点確認なんですけど、こういった今回の交付金さまざま感染対策として行われていて、遊具、子どもから大人まで活用できるということですが、感染対策としては空気循環させるエアコンを各学校の体育館に設置することは検討されなかったのか確認させていただきます。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 植木委員のご質問、各学校への空気清浄機での導入というご質問かと思いますが、今回の遊具設置等においては、新型コロナウイルス感染症対応臨時交付金を充当している事業ですが、今回体育館の施設等におけます空気清浄機等については交付金での整備は考えておりませんでした。

○委員長（木村喜一君） 植木委員。

○7番（植木弘子君） エアコン設置は災害時にも通ずる部分ですので、こういった形で交付金継続的な部分でも上手に活用していただきたかった、十分に活用していただいているんですけど、エアコンの設置というのもぜひ検討していただきたかったなという希望です。今後また機会がありましたら、ぜひ検討内容に加えていただきたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 幡谷委員。

○9番（幡谷好文君） 12ページの下段、社会教育総務事務費の1,300万円の調査等委託料について、整備にあたって各施設の解体費の設計料も含めたその後の利活用に関わる調査を含めたすべての整備の設計というか、その後どうなっていくか含めたすべて網羅された調査等委託料になっているのか。

○委員長（木村喜一君） 笹目生涯学習課長。

○生涯学習課長（笹目浩之君） 幡谷委員のご質問にお答えいたします。1,300万円の内訳としましては、小川公民館及び防衛協会出張所の解体費用の設計としまして約1,100万円、再整備の検討の調査委託料といたしまして約200万円、合計1,300万円となっております。再整備につきましては、小川小から小川幼稚園、図書館・資料館、民間も含めた約3万平方メートルの一体的整備としての再整備の検討委託料となっております。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。次に、討論に入ります。討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。

議案第48号 令和3年度小美玉市一般会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### 議案第49号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第1号）

つづいて、議案第49号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 議案第49号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第1号）につきましてご説明いたします。1枚目をお開き願います。

歳入歳出予算の補正、第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ180万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ40億1,774万7,000円とするものでございます。

3ページをお開き下さい。歳入についてご説明いたします。3款国庫支出金、2項国庫補助金、6目介護保険事業費補助金、1節介護保険事業費補助金でございますが、18万1,000円の補正増をお願いするものでございます。これは令和3年8月施行の法改正に伴う介護保険システム改修費にかかる国庫補助金でございます。

その下、7款繰入金、1項一般会計繰入金、5目その他一般会計繰入金、1節事務費繰入金でございますが22万8,000円の補正増をお願いするものでございます。こちらは第三者行為求償事務手数料及び介護保険システム改修費にかかる市の負担分によるものでございます。

次の9款諸収入、3項雑入、2目第三者納付金、1節第三者納付金でございますが、139万8,000円の補正増をお願いするものでございます。損害賠償額が令和3年4月16日に確定したことによる、納付金の歳入の補正です。

続きまして、歳出についてご説明いたします。4ページをご覧ください。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、説明欄2一般管理費ですが、総額で40万9,000円の補正増

をお願いいたします。第三者行為についての国保連への委託手数料と介護保険システムの改修委託料です。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目介護サービス等諸費、説明欄1介護サービス経費ですが、介護サービスにかかる経費の財源が一部損害賠償費に変更されたことによる財源内訳補正です。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金、説明欄1基金積立費でございますが、240万2,000円の補正減をお願いするものです。

5款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、2目第1号被保険者保険料還付金、説明欄1第1号被保険者保険料還付事業でございますが、380万円の補正増をお願いするものです。こちらは過年度に徴収した介護保険料の過誤納入分等について、還付するものでございますが、令和2年度における還付分について早急に対応できるよう補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議をよろしくをお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

香取委員。

○2番（香取憲一君） 3点ほどあるんですが、1点ずついきたいと思っておりますのでよろしくお願い申し上げます。1点目なんですが、損害賠償云々という言葉が出てきたんですけども、これについて詳細を聞かせていただきたいんですが。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 第三者行為というのがございまして、例えば交通事故にあわれますと医療費の方は保険ではなく、損害賠償の方から医療費というのは賄われるかと思っておりますが、介護保険で申しますと交通事故によりまして介護保険サービスを受けるようになった場合に第三者行為といたしまして、保険会社がもちろん対応するんですけどもその費用は加害者である第三者が負担すべきものとなってございます。今回のケースは1年以上かかったんですがこの度示談が成立いたしまして損害賠償費の負担割合の決定額がでましたので、それにともないまして、介護保険の給付で賄ってきたものを損害賠償費の方に置き換えるといえますか、そちらで変更するというところでございまして、損害賠償費として納入されるということでございます。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 2点目なんですけれども、4ページの介護基金積立金の減額、先ほどのご説明では歳入歳出の調整だのご説明があったんですけれども、もう少し詳しく教えていただきたいんですけれども。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 基金積立金と申しますのは、介護保険の特別会計を運用するにあたって、もし不足分があれば基金を取り崩す前にこちらの準備積立金の方を取り崩して歳入歳出の調整をしてございます。結果、積立金がゼロになれば基金を取り崩すということになるかと思いますが、今回は予算がございましたので、その中で240万2,000円の方を歳出の不足分に充てたということでございます。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 3点目最後なんですけど、介護保険料については3月議会の時に市の方で独自で介護保険料を決定するという説明、答弁をいただいたと思うんですけども、そうなりますとこの基金の積立金減額等いろいろ調整をしながら、最終的に決定するということがよろしいでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 太田介護福祉課長。

○介護福祉課長（太田由美江君） 介護保険料の計算をする場合はですね、基金をどの程度取り崩すというか、どの程度充てるかなどを想定して計算してございます。今回の基金につきましては、今まで5億何千万ということでしたがその8割程度を介護保険の特別会計の方に充てて、その計算をもって今回の介護保険料を定めております。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

[発言する者なし]

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

[「なし」と呼ぶ声あり]

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第49号 令和3年度小美玉市介護保険特別会計補正予算（第1号）について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。



#### 議案第67号 工事請負契約の変更契約の締結について

つづいて、議案第67号 工事請負契約の変更契約の締結について議題といたします。執行部より説明を求めます。長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） それでは、議案第67号 工事請負契約の変更契約の締結について」ご説明をいたします。本議案は、「小川北義務教育学校校舎建設工事」の変更契約に関するものでございます。

まず、議案説明の前に、本日資料をご用意させていただきました。お配りいたしました、右上に「教育企画課資料」と記載のある資料により説明をいたします。

本工事については、当初、令和3年度、4年度の工事として計画していましたが、文科省補助の1か年前倒しにより、令和2年度、3年度を工事期間とし、令和4年4月の開校として、事業を進めているところであります。

本来であれば、表の上段、当初計画で示すように、令和3年度に文科省及び防衛省の補助金交付を受けた中で、全体での発注を予定しておりましたが、表の下段、現計画のとおり、防音工事における防衛省の補助については、令和2年度での補助金の措置は困難であったことから、防音工事等に係る部分を除き、発注をしたところであります。

これは、補助金の交付決定を受けなければ工事発注が出来ない、補助事業の性質上のものであります。

今般の変更契約に係る工事内容については、この防衛省の防音補助事業において、本年度、単年度事業として補助金交付決定を受けたことから追加工事とし、また、外構工事を含めた中で、全工事の3月完了を目指すため、その工事範囲を追加するものであります。

なお、本事業における継続費予算については、本年3月の市議会定例会において、防音関連工事、外構工事などを含む、継続費補正としてご説明させていただいております。

資料2枚目は、変更工事の主な内容、範囲等を記載しております。外構を含む建築工事については、防音建具等の防音仕様への変更、外構工事については、濃いグレーでハッチングした、サブグラウンド及び駐車場の一部を追加、電気設備工事については、太陽光発電設備、

電源、受変電設備、機械設備工事は空調・換気設備等の追加となっております。

それでは、議案に戻らせていただきます。議案第67号につきましては、6月9日の全員協議会において説明を申し上げましたが、本契約につきましては、地方自治法第96条第1項第5号及び、小美玉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経た上での締結となるため、上程するものでございます。

契約金額につきましては、現契約金額14億1,900万円に対し、2億1,890万円の増額、変更後の契約金額は16億3,790万円となります。

変更の内容等につきましては、先ほどご説明いたしました、議案2枚目をご覧ください。1工事名は、小川北義務教育学校校舎建設工事。2変更工事内容は、防音補助事業関連工事として、防音建具等の建築工事、太陽光発電設備等の電気設備工事、空気調和・換気設備等の機械設備工事の追加、外構工事の範囲の変更等に伴う工事の追加となります。3竣工期限は、令和4年3月25日までで、4契約の相手方は、水戸市緑町1丁目1番4号、株式会社鈴木良工務店、代表取締役鈴木勝彦となります。

説明は以上となります。よろしくお願いたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑は挙手によりこれを許します。

香取委員。

○2番（香取憲一君） 1点ございまして、玉里学園義務教育学校も4月の開校しまして、旧玉里小学校の校庭に古い遊具は残っているんですけども、小中一貫となるということで遊具整備も進めていくと思うんですけども、現段階で予想される竣工の時に小学生対象の遊具整備についてはどのように変わってくるのでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 小川北義務教育学校の遊具というご質問でよろしいでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 玉里の方で整備が追い付いてない状況だと認識していたんで、小川北の方はどういうふうに進んでいくのかなと思ひまして、質問しました。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 香取委員のご質問にお答えします。A3の図面の方をご覧いただきたいと思ひます。今回変更でグレーにハッチングしたところにおいてサブグラウンド、

一部駐車場の追加ということで、説明させていただきました。図面を見て右側にサブグラウンドが造られる予定となっております。こちらの方に小学生が利用する遊具設置を来年3月までにしていきたいと考えております。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 開校に間に合うということでよろしいんですね。

○委員長（木村喜一君） 長島教育企画課長。

○教育企画課長（長島正昭君） 3月に間に合うよう進めていきたいと思っております。

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ほかに質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

次に、討論に入ります。討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

議案第67号 工事請負契約の変更契約の締結について採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○委員長（木村喜一君） ご異議なしと認め、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

◇

陳情第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」  
を国に提出することを求める陳情

○委員長（木村喜一君） つづいて、陳情第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める陳情を議題といたします。

この陳情の内容は、陳情書に記載の陳情趣旨、陳情事項について、内閣総理大臣ほか関係大臣へ意見書の提出を求めるものです。

参考資料として提出者からあったリーフレットをお配りしています。委員の皆様から陳情についてご意見を頂きたいと思っております。自由討議といたしますので、挙手によりこれを許します。

ご意見ございませんか。植木委員。

○7番（植木弘子君） ちょっと長くなりますが意見として述べさせていただきたいと思えます。今回提出されました陳情につきましては、表題「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るため」というこの文面に対しましては、同意させていただきたいと思っております。陳情事項の全5項目につきまして詳細に検討させていただきまして、わたくしとしての見解を述べさせていただきたいと思えます。陳情事項の1番目の医療、介護、福祉に十分な財源確保を行うことにつきましては、政府は予備費としてすでに財源を出しております。医療従事者ら約10万人に5万円から20万円の慰労交付金等がそれにあたります。2020年度の国債発行額を調べてみますと、約100兆円を超えております。そういったことを考えますと、子どもたちに借金を背負わせることとなりますので、そういったことを考えるとやはり財源確保というのにも限度があるということで判断しております。事項の2につきましては、公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直しについてですが、2025年に向け国として進めている政策に対し見直しという否定かなととらえております。今後ますます人口が減少する中で必要な政策として考えておりますので、これにつきましては同意できません。つづいて、地域の声を踏まえた医療体制の充実を図ることについて、文面はいいんですが具体的な提案ではないので本議会としてこのまま提出するのは如何かと思っております。とばしまして4項目目につきまして保健所の増設・保健師等の増員について、保健所の増設についてなんですけども、コロナ禍で保健所が悲鳴を上げていると日々報道で皆さんも目にしていると思えますが、そういった状況がこの小美玉市に該当するのにかちょっと判断できない。必ずしも市町村に必要なのかと疑問がありますので、やはり認めるとしたら調査が必要ではないかと感じております。5項目につきましては社会保障に関わる国民負担軽減を図ることと表記されていますが、やはりこの文面では具体性に欠けておまして、本議会としてこのまま政府の方に提出するのは如何かと判断させていただいております。結論としましては、1つ、この提出内容が陳情ということ。2つ目が表題については同意することができる。3つ目で提出された意見書案をそのまま本議会が提出するには現状では調査不足ではないか。5つ目としましてこれを継続審査にして、皆さんで揉んでいくのかということとそこまでの必要性があるか疑問を感じております。以上を踏まえまして、内容的にマルの部分とバツの部分というのがありますので、ちょっと調べましたら、土浦などは一部採択になったということでお聞きしていますが、そういった方法が本議会でも取り上げられるのであれば、一部採択もしくは趣旨採択の形で、マルかバツかと言えば結論マルになるんですが、そういった選択

もあるのではないかとということで、今考えております。以上私の意見になります。

○委員長（木村喜一君） 幡谷委員。

○9番（幡谷好文君） 先ほどの植木委員の趣旨採択というのは、たぶんこの議会では出来ないんじゃないかなと私認識しております。率直に5番目の社会保障に関わる国民負担軽減について、これから少子化が進む中、社会保障に関わらず国民の負担というのは増加していくと考えています。そこの軽減を図ることによって社会保障が破綻に追いやられるのではないかと懸念もございますので、この表題についてはごもっともだと思いますが、私としても賛成しかねる部分がございます。私個人として採択か、不採択かとなれば、どちらかといれば不採択とさせていただきたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 茨城県医療労働連合会から陳情がなされるというのは初めてなのでしょうか。

○委員長（木村喜一君） 深作書記。

○書記（深作 治君） 医労連からは、過去に何件か提出されておまして、25年に2件、30年に1件ございまして、こちらは採択としております。

○委員長（木村喜一君） 深作書記。

○書記（深作 治君） 先例集18ページに、請願、陳情中その一部または趣旨を採択することはしないとうたっております。議案不可分の原則に基づき、規則143条において「採択又は不採択」すべきものと決定することを規定している。陳情、請願等のうち複数の項目があるとして、議会の判断をもってその一部採択をしている自治体もあるが、提出者の意は、その全てをもって請願等としていることに鑑み、一部採択はしない。また、趣旨採択についても、趣旨そのものが正確に把握できるかどうか不明であること、議会の審議放棄とも受け止められかねないことから、趣旨採択をしない。平成23年8月の議会運営委員会において協議をしておりますので、先例集の方に記載してございます。

○委員長（木村喜一君） 長島委員。

○11番（長島幸男君） いくつかの陳情項目があるんですが、そのなかで5項目全部はどうかという感じするんですね。一部じゃなくて、全部が全部賛同すれば採択という形なんですね。現在そういうことではないので、私の方は不採択と考えています。

○委員長（木村喜一君） 香取委員。

○2番（香取憲一君） 2番目の公立公的病院の統合再編や地域医療構想を見直しの項目をみ

でも、国の方では何とか病院しなさいというのは、現状は石岡地域医療云々のこともそうなんですが、国に陳情云々というよりは、逆に国の方では地域の方で何とか解決しなさいよという姿勢が多いという現状のなかで、自治体、地域で努力をして頑張っているというなかで、これ具体性に欠ける内容であると、冒頭の植木委員からも読み取れるんですけども、私の個人的見解としては、やはり採択するのであれば具体性についてみんなが納得しないと非常に難しいんじゃないかなという思いでいますので、もう少し具体性があれば納得できると思うんですけども、委員会が責任をもって抽象的なまま上げるというのは、私はむしろかしいのかなと感じています。

○委員長（木村喜一君） 小川委員。

○14番（小川賢治君） いろいろご意見有りますが、先ほどの先例も踏まえて、私は採択がよろしいんじゃないかという意見です。

○委員長（木村喜一君） 長津委員。

○3番（長津智之君） 私はですね。中身、陳情事項5つある中、これは最終的に小美玉市議会として各国の機関に出すということでございますので、この中の1つでもはっきりしない、これはという疑義、疑義ではないけれども、納得できない部分がある場合には、今回皆さんの意見を尊重し、今回は小美玉市議会として国に提出は見送る、不採択でいいのかと思っております。

○委員長（木村喜一君） ほかにご意見がなければ討論に入ります。討論はございませんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、討論を終結いたします。これより採決に入ります。

陳情第1号 「安全・安心の医療・介護の実現と国民のいのちと健康を守るための意見書」を国に提出することを求める陳情について採決いたします。

おはかりいたします。本案は原案を採択すべきものと決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

【挙手少数】

挙手少数と認め、本案は不採択すべきものと決しました。

以上で、本日当委員会に付託されました議案の審査は終了いたしました。



## その他

### 小美玉市立小美玉学校給食センター調理業務委託について

○委員長（木村喜一君） 続きまして、その他に移ります。教育指導課より小美玉市立小美玉学校給食センター調理業務委託について説明があります。菅澤教育指導課参事。

○教育指導課参事（菅澤和則君） 小美玉市立小美玉学校給食センター調理業務委託についてご報告させていただきます。

まず、目的としまして学校給食の質を維持し、または向上を目指し、より安全で質の高い学校給食を提供するため、民間事業者の優れた調理技術や衛生管理能力と業務効率性の確保を目的とします。委託期間としまして、令和3年9月1日から令和6年8月31日までの3年間で予定しております。予定額としまして3年間で4億6,050万円、消費税抜きとなります。年間で税抜き1億5,350万円を予定しております。委託業務内容としましては、調理・配缶・配膳業務、洗浄消毒業務、残菜及び厨芥の集積業務、清掃及び日常点検業務、その他付帯する業務を委託するものであります。なお、食材調達、献立作成、配送回収、廃棄物回収、給食費徴収、施設設備等保守点検維持管理業務は市で行います。受託事業者の選定・決定ですが、令和2年度に小美玉市学校給食運営委員会において公募型プロポーザル企画提案方式を採用することに決定し、令和3年度において、小美玉市プロポーザル方式実施要綱に伴い選定委員会を設置し、公募により受託候補者を募集し選定委員会で受託候補者を選定します。選定後は受託候補者との交渉による随意契約となります。受託事業者決定までの主なスケジュールですが、参加申込書提出期限が令和3年5月27日まで、説明会及び現地見学会が令和3年3月28日に実施しました。今週の6月18日企画提案書類の受付期限となっております。その企画提案書を基に選考委員会において、7月1日にプレゼンテーション及びヒアリングで最終審査を行います。受託事業者の交渉・契約は、点数方式により1位になった業者と交渉し、契約となります。

現在、候補者は関東1都6県において、1施設1日4,000食以上の給食センター方式での受託実績を有する業者8社の参加申し込みがあり、各事業者が実施要領に沿って6月18日期限の企画提案書類を作成中です。

また、正職員、任用職員にはすでに周知しており、正職員12人は人事課と調整中、任用職員の調理員25人、配膳員25人においては受託業者が決まり次第、雇用条件等の説明会を実施し、できるだけ多くの方々に雇用継続していただき、センター業務が円滑に実施できるように協議・検討してまいります。報告は以上です。

- 委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。質疑はございますか。植木委員。
- 7番（植木弘子君） 選定委員会を設置とのことですが、このメンバーというのは運営委員会のメンバーが係わってくるのか、移行しているのかについてお伺いしたいと思います。
- 委員長（木村喜一君） 菅澤教育指導課参事。
- 教育指導課参事（菅澤和則君） 植木委員の質問にお答えします。今回のプロポーザルの選定委員会は、学校給食の運営委員会とは異なりまして、プロポーザルの審査会ですが、教育部長、政策の観点から総務部長、財政の観点から企画財政部長、同じく政策の観点から市長公室長、秘書政策課長、教育、学校の代表としまして教育委員会理事兼教育指導課参事、センター長、国家資格を持った管理栄養士ということでセンターの管理栄養士の8名でプロポーザルの審査会のメンバーを構成しております。
- 委員長（木村喜一君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する者なし〕



#### 新型コロナウイルスワクチン接種事業について

- 委員長（木村喜一君） ないようですので、なければ、続いて、健康増進課より大規模接種について説明があります。関口健康増進課参事。
- 健康増進課参事（関口茂君） 新型コロナウイルスワクチン接種事業について、それから県開催の新型コロナワクチン集団接種募集のお知らせについてのご説明をさせていただきます。まず、新型コロナワクチン接種事業について、接種スケジュールの変更が生じたのでご説明いたします。変更が生じたところにつきましては太枠の箇所となります。70歳から74歳の接種券発送を今月の21日ごろから、予約受付は到着次第としております。また65歳から69歳の接種券発送を今月28日ごろ、予約受付は同じく到着次第と当初の計画を前倒ししております。また④基礎疾患を有するもの、⑤16歳から64歳の接種券発送の時期が未定でありましたが、それぞれ7月上旬、7月下旬と計画を変更しております。

続きまして、資料1の2になりますが、茨城県開催の新型コロナワクチン集団接種募集のお知らせについてご説明いたします。茨城県における集団接種募集のお知らせを6月9日付で、65歳から74歳の方々を対象年齢としまして接種券の通知を発送したところでございます。接種会場は茨城県福祉厚生棟、予約方法は小美玉市市民用茨城県コロナワクチン集団接種予約サイトとなります。また、募集人員は各日100名、ワクチンはモデルナ製となっております。

ります。次のページをお開きください。このページには接種日、申込期限、接種時間、バス時刻表を記載しております。小美玉市の接種回数は13回となり接種時間は11時から12時となっております。次のページに予約方法を記載しております。最後のページ送迎バスの乗車場位置図を付けさせていただいております。乗車場所は、アピラス駐車場、みの〜れ砂利駐車場、タスパジャパンミートパーク駐車場これは玉里B&G駐車場の3箇所でございます。

それから、委員長から案内がありました職域接種の概要についてご説明いたします。職域接種は、地域の負担を軽減し接種の加速化を図るため、賛同する企業や大学等において職域単位で接種を可能とするものでございます。医療従事者や会場などは企業や大学が自ら確保し自治体の接種事業に影響を与えないこととなっております。この中で企業に求められることとしては、医師、看護師等の医療職ほか、会場運営のスタッフ等必要な人員を企業や大学が自ら確保する。また副反応報告など必要な対応を行うことが出来ること。そして、接種場所、導線等の確保についても企業、大学等が自ら確保すること。社内連絡体制、対外調整役を確保すること。同一接種会場で、2回接種を行う。1,000人以上を2回接種の2,000回の接種を行うこととしております。ワクチンの納入先の事業所でワクチンの保管場の接種をすることとございます。こちらにつきまして、パターンとしましては企業内の診療所で実施をする。産業医が実施するではないかなと考えております。次のパターンとしましては外部機関が出張して実施する。そして、外部機関に出向いて実施する。という接種方法の3種類でございます。先ほど説明しました内容につきましては県のホームページに掲載してあるところでございます。現在、問い合わせのありました小美玉市の事業所としましては、イトウ製菓さん、ジャパンミートさん、ダイショーさんから問い合わせがありました。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。質疑はございますか。

〔発言する者なし〕



### 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）について

○委員長（木村喜一君） ないようですので、続きまして、社会福祉課より新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）について説明があります。岡野社会福祉課長。

○社会福祉課長（岡野あけみ君） 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金（仮称）について、ご説明いたします。

資料2の1ページ目をご覧ください。はじめに、本支援金の概要でございますが、新型コ

コロナウイルス感染症の長期化に伴い、緊急小口資金等の特例貸付の申請期限を延長してきた一方、貸付限度額に達している、社会福祉協議会から再貸付について不承認とされた、といった事情で特例貸付を利用できない困窮世帯が存在しています。こうした世帯については、新たな就労や生活保護の受給につなげていくことが考えられますが、必ずしも円滑に移行できていない実態があります。こうした支援の隙間を埋めるため、生活保護に準じる水準の困窮世帯に対する支援策として支援金を支給することとなりました。

次に、対象でございますが、この支援金は緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯、例えば借入額が最大で200万円となる限度額に達している世帯や再貸付について不承認とされた世帯などで、次の要件を満たす方を対象としております。要件の1つ目は収入で、世帯の収入額が市町村民税非課税額を12で除した額に生活保護の住宅扶助基準額を合算した額以下の方、2つ目は資産で、預貯金が先ほどの非課税者収入額を12で除した額に6を乗じた額以下である方、ただし100万円を超える場合は100万円以下の方となります。3つ目は求職等で、ハローワークでの相談や応募・面接等求職活動をしている方、又は生活保護を申請し、当該申請に係る処分が行われていない状態にある方でございます。

続いて、支給額並びに支給期間でございますが、支給期間は3ヶ月で、支給額は月ごとに1人世帯で6万円、2人世帯で8万円、3人以上世帯で10万円を支給いたします。申請受付期限は、令和3年8月31日までとなっております。

2ページ目をご覧ください。国から示されております今後のスケジュールでございますが、本日6月15日が市より県への所要見込額調査の提出期限で、18日が県より国への所要見込額調査の提出期限となっております。その後、25日に内示額が示される予定となっております、7月1日より申請受付開始となっております。

3ページ目は、給付事務の基本的な作業フローが示されております。7月1日より申請が開始され、早い方は7月から9月までの3か月間、申請期限である8月末に申請された方は、9月から11月までの3か月間が支給期間となります。

4ページ目の資料は、支援金の対象見込み者数及び見込額となっております。県への所要見込調査については、この金額で報告をいたします。

なお、本支援金の予算要求につきましては、本定例会において、追加議案として上程も検討しておりましたが、現在、国より案として示されておりますが、具体的な内容につきましては、今後通知が来ることとなります。また、25日に予定されている国の内示をもって、事業実施が担保されることから、本定例会には間にあわないため、専決処分により対応をまいり

たいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願いいたしますとともに、本日、説明をさせていただきます。

なお、本件につきましては、専決処分後の最初の議会全員協議会において、ご報告させていただきたいと考えております。以上、よろしくお願いいたします。

○委員長（木村喜一君） 以上で説明は終わりました。質疑はございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、この後は議会案件となりますので、執行部におかれましては退席いただいて結構です。ありがとうございました。

（退席中）

---

◇

## 議会報告会

○委員長（木村喜一君） 次に今年の議会報告会はコロナ禍により中止となりましたが、昨年と同じように報告内容をまとめてホームページ等でお知らせすることになっております。文教福祉常任委員会の付託議案や所管事項の中で、これは議会報告会において報告した方がよいというものがあれば、ご提案いただきたいと思います。参考までに、昨年の資料の当委員会のページ…①、令和3年の案…②、この一年の当委員会付託議案の一覧…③を用意いたしましたのでお目通しをお願いいたします。

○9番（幡谷好文君） 昨年も新型コロナウイルス感染症対策を掲載しておりますが、今回、具体的に接種が始まっておりますので、そういった具体例を載せてもいいのかなと思います。

○委員長（木村喜一君） はい、承知しました。ありがとうございます。ほかにございませんか。

〔「正副委員長にお任せします」と発言する者あり〕

○委員長（木村喜一君） それでは、正副委員長にお任せいただけるということですので、ご理解ありがとうございます。ほかにございませんか。植木委員。

---

◇

○7番（植木弘子君） 先ほど提案させていただいた一部採択、趣旨採択とうことで10年ほど前の議運で協議されたと事務局から説明がありましたが、今回のような請願陳情だと今後出てくる可能性というのがあると考えると改めてそういった選択もあるというのをここで、当

然議運で揉んでいただくしかないんですけども、委員長に要望の形になるんですけども議運で改めて諮っていただくというのがあるのかと、そういった請願陳情の解決方法として事務局に確認させていただいて、一部だけ否定でその他は認めたいという場合、賛否しか方法がない場合趣旨に同意するならいったん否決して改めて委員会として意見書を作成し提出することもあるということですよね。改めて詳細ご説明いただければと思うんですけども、今後そういった対応というのも検討していかなければならないのかなと思っていますので、その辺も含めて一部採択、趣旨採択というのも議運の方に諮っていただければと、今回の採決のしかたも改めて勉強させていただきましたが、よろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（木村喜一君） 植木委員からご意見がありました件は、議運の方提案して諮ってみます。ほかにございせんか。

〔発言する者なし〕

○委員長（木村喜一君） ないようですので、本日の審議及び協議は全て終了いたしました。それでは、副委員長お願ひいたします。

---

◇

### ◎閉会の宣告

○副委員長（長津智之君） それでは、以上で文教福祉常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでございました。

午後 12 時 24 分 閉会